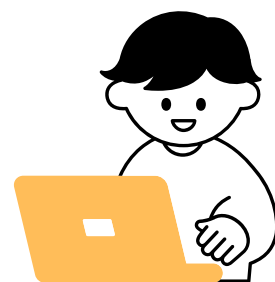


民間集会施設の活用を応援します！

民間集会施設有効活用事業



受

付

開

始

!!

集会所がない、または既存の集会所が老朽化等により利用困難な地区において、**民間施設を活用するための** 改修費用等を助成します。施設の有効活用によって、負担の少ない継続的な集落機能の維持を図ることを目的としています。

民間施設とは？

地区が借り上げた施設で会議及び集会に必要な機能をそなえた施設

助成内容①

施設改修等
3分の2以内
(上限50万円
まで)

助成内容②

機能維持
10分の10
(年額上限12
万円まで)

※既存の集会所を改修する助成制度もありますので、お問い合わせください

手続き／①事前の問い合わせについて

事業の内容や対象についてお気軽にご相談ください。

②受付期間について

第1次申込み期間：5月1日（木）～5月30日（金）

※第1次受付の申請状況により、予算の範囲で随時受け付けします。

③提出書類について

申請書類：補助金等交付申請書、収支予算書、事業計画書、見積書（改修）、
現状写真、振込口座の確認できる書類、賃貸借契約書控え

実績書類：補助金等交付請求書、収支決算書、修繕状況の写真、実績報告書

④注意点：施設改修等については改修完了後、完了検査の立ち合いをお願いします。

申込み・お問い合わせ

社会教育課社会教育グループ TEL76-3888
(九重文化センター内)

別表（第4条、第5条）

区分	補助対象内容	補助率等
施設改修経費	施設の改修にかかるもの（備品等は除く） ・ 床改修（フローリング、畳の張替え 等） ・ 内装、外壁改修（改修、保護 等） ・ 衛生設備改修（専用トイレ設置 等） ・ 給排水改修（給排水管の改修 等） ・ 窓、建具改修（窓、サッシ、建具の更新 等） ・ その他施設改修にかかる費用 ※事業費が10万円以上のものとする。	3分の2以内 但し、上限50万円まで
機能維持経費	維持管理にかかるもの ・ 賃貸借契約に係る家賃、敷金等地料 ・ 光熱水費等 ・ その他維持管理にかかる費用	10分の10 但し、年額上限12万円まで